

各都道府県高等学校体育連盟会長 殿  
(公財)全国高体連各専門部長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟  
会長 鈴木 康



令和 6 年度全国高等学校総合体育大会宿泊に関する規程の遵守について(依頼)

令和 6 年度全国高等学校総合体育大会『ありがとうを強さに変えて 北部九州総体 2024』の開催につきまして、各都道府県高等学校体育連盟および各専門部におかれましては、特段のご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、全国高等学校総合体育大会の開催に際し、下記のような宿泊の規定がございます。

例年、大会に備えて宿舍の確保に動き、開催都道府県実行委員会の障害になっている学校が見られます。規程の遵守について各学校へのご指導をお願い申し上げますとともに、参加校への周知方、よろしくお願い申し上げます。

26 宿泊・弁当 【全国高等学校総合体育大会開催基準要項より】

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舍は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舍は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舍は選定しないものとする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したもののについて、大会開催前年の第 2 回総体中央委員会に提出する。

13 宿 泊 【全国高等学校総合体育大会競技種目別実施要項より】

- (1) 宿 泊  
選手・監督及び引率責任者等（参加申込書に記された者）並びに役員等の宿泊は、下記の申込方法により「配宿センター」を通じて申し込まなければならない。  
開催都道府県等で宿泊の必要のない場合でも、配宿申込書にその理由を記入し提出する。
- (2) 申込方法
  - ① 申込責任者は、所属長の責任のもとに、配宿センターホームページ内にある宿泊申込様式に必要事項を入力し申込み登録をする。併せて、その登録内容を「宿泊申込書」としてプリントアウトする。（学校長印、都道府県高体連会長印の押印必要）
  - ② 申込責任者は、プリントアウトした宿泊申込書及び参加申込書の写しを速やかに各都道府県高等学校体育連盟競技種目別専門部に提出する。